

**法律に基づく「緊急事態宣言」が解除後の
日建連中部支部の事務局体制に関するお知らせ**

2021年3月22日
一般社団法人日本建設業連合会
中部支部

先月、政府は日建連中部支部管内の愛知県・岐阜県を対象とする「緊急事態宣言」を2月28日に解除しました。

その後、愛知県独自の「厳重警戒宣言」が、3月1日に発令され、3月21日に解除されました。

ただし、愛知県は3月22日以降に、愛知県独自の「警戒領域」への対応を事業者・県民に求めています。

日建連中部支部は、事務所所在地である愛知県が「警戒領域」の対象地域であることを考慮して、役職員の在宅勤務および時差出勤への対応を行いながら、通常業務を継続してまいります。

なお、中部支部事務局への電話・FAX・メール等の連絡は、通常通りとします。また、在宅勤務の職員の連絡も取り次ぎますので、よろしくお願いいたします。